【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第115期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 オカモト株式会社

【英訳名】 OKAMOTO INDUSTRIES, INC.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岡本 二郎

【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷三丁目27番12号

【電話番号】 03(3817)4111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 久保田 榮

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本郷三丁目27番12号

【電話番号】 03(3817)4121

【事務連絡者氏名】 常務取締役 久保田 榮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第114期 第 3 四半期 連結累計期間	第115期 第 3 四半期 連結累計期間	第114期 第 3 四半期 連結会計期間	第115期 第 3 四半期 連結会計期間	第114期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月 1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(百万円)	49,021	50,891	18,714	19,321	64,130
経常利益	(百万円)	3,907	3,069	1,930	1,560	4,148
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,428	1,948	1,201	1,016	2,751
純資産額	(百万円)			39,257	39,651	39,912
総資産額	(百万円)			68,355	69,712	69,186
1株当たり純資産額	(円)			352.22	363.68	358.70
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	21.72	17.67	10.76	9.28	24.64
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)			57.4	56.9	57.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,443	1,569			6,089
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,840	4,159			2,283
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,945	1,731			2,071
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)			8,319	6,015	10,408
従業員数	(名)			1,453	1,468	1,430

⁽注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

² 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在 しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間における、関係会社の異動は次のとおりであります。

当社の連結子会社であるOkamoto Realty,LLCとOkamoto Sandusky Manufacturing,LLCは、平成22年7月1日にOkamoto Realty,LLCを存続会社とした吸収合併を行い、商号をOkamoto Sandusky Manufacturing,LLCに変更いたしました。

また、連結子会社である世界長株式會社と株式会社ユニオン・ロイヤルは、平成22年10月1日に世界長株式會社を存続会社とした吸収合併を行い、商号を世界長ユニオン株式會社に変更いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,489 (620)

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出 向者を含む就業人員数であります。
 - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

	1 7222 1 127 30 1 47 12
従業員数(名)	909 (475)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
産業用製品	25,267	
生活用品	10,018	
合計	35,285	

⁽注) 1 金額は、販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比 (%)
産業用製品	5,238		1,769	
生活用品	519		202	
合計	5,757		1,972	

⁽注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
産業用製品	10,284	
生活用品	9,036	
その他	0	
合計	19,321	

⁽注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスク及び前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

また、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

² 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ (当社及び連結子会社) が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、中国を中心とする新興国の経済の改善と政府による様々な行政施策により、景気にも一部に持ち直しの兆しが見られたものの、円高・株安に加え厳しい雇用情勢や所得環境の悪化により、デフレを脱却し成長路線に乗るまでの状況には至っておりません。

このような経営環境のなか、当社グループは引き続き製造コスト、並びに営業経費の削減や新製品の開発に取組んでまいりました。しかしながら、継続的なデフレによる製品安及び原材料価格の上昇が収益の圧迫要因となっております。

結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は、193億21百万円(前年同期比3.2%増)、営業利益は15億49百万円(前年同期比14.3%減)、経常利益は15億60百万円(前年同期比19.1%減)、四半期純利益は10億16百万円(前年同期比15.3%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

産業用製品

一般用・産業用及び農業用フィルムは、国内及び海外の需要が好調に推移し、売上高は前年同期と比べ増加いたしました。自動車内装材は、自動車生産が引き続き新興国で増産傾向にあり、北米向け及び新興国向けともに売上増となりました。壁紙は、住宅着工件数が復調の兆しを見せており、売上微増となりました。工業テープの売上高は、電気・電子等情報関連の増産傾向により、順調に推移しております。粘着テープは、市場価格と需要の低迷により売上減となりました。食品用包装ラップ等は、天候不順の影響により野菜・青果類の高騰を受け需要減少のなか、販売努力により横這いとなりました。

以上により、当セグメントの売上高は102億84百万円、セグメント利益は8億43百万円となりました。 生活用品

コンドーム等の衛生用品は、国内の市場が縮小するなか、海外での拡販と新商品を投入したことにより、売上は微増となりました。カイロ等の生活用品は、新商品や新規の取引先開拓に加え、冬物商品の好調により売上増となりました。シューズ事業及びホームセンター向けのアウトドア用品は、天候不順に左右されましたが、期初からの拡販政策が功を奏し、また厳冬により冬物が好調で売上は増加となりました。手袋製品は、医療用が円高による価格競争の激化により売上減となり、産業用はIT・IC関連の復調により売上増となりました。

以上により、当セグメントの売上高は90億36百万円、セグメント利益は10億56百万円となりました。 その他

当セグメントの売上高は0百万円、セグメント利益は25百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第3四半期連結会計期間末における総資産は697億12百万円で、前連結会計年度末と比べ5億26百万円増加しております。

流動資産は414億28百万円で、前連結会計年度末と比べ15億42百万円の増加となりました。これは主として、受取手形及び売掛金32億13百万円、たな卸資産全体で4億57百万円が増加し、現金及び預金が21億43百万円減少したことによるものです。

固定資産は282億83百万円で、前連結会計年度末と比べ10億16百万円の減少となりました。これは主として、投資有価証券が7億99百万円減少したことによるものです。

負債

当第3四半期連結会計期間末における総負債は300億60百万円で、前連結会計年度末と比べ7億87百万円増加しております。

流動負債は218億59百万円で、前連結会計年度末と比べ10億28百万円の増加となりました。これは主として、支払手形及び買掛金が18億88百万円増加し、未払法人税等が5億80百万円減少したことによるものです。

固定負債は82億1百万円で、前連結会計年度末と比べ2億41百万円減少しております。これは主として、その他が3億56百万円減少したことによるものです。

純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は396億51百万円で、前連結会計年度末と比べ2億61百万円減少しております。

これは主として自己株式が 7 億62百万円増加し、その他有価証券評価差額金が 4 億15百万円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第2四半期連結会計期間末に比べ49億82百万円(45.3%)減少し、60億15百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、12億57百万円(前第3四半期連結会計期間は得られた資金9億28百万円)となりました。

増加の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益15億78百万円、減価償却費 6 億77百万円、たな卸資産の減少11億69百万円であり、減少の主な内訳は、売上債権の増加46億79百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、28億7百万円(前第3四半期連結会計期間に比べ18億3百万円増加)となりました。

支出の主な内訳は、定期預金の預入20億円、有形及び無形固定資産の取得による支出9億39百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、8億87百万円(前第3四半期連結会計期間に比べ77百万円増加)となりました。

支出の主な内訳は、配当金の支払額4億14百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、平成22年5月13日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を決定するとともに、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)として継続することを決議し、平成22年6月29日に開催の当社第114回定時株主総会において承認を得ております。

. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する者が望ましいと考えます。また当社は、当社の株主の在り方は、当社株式は金融商品取引所に上場しておりますので、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣の賛同も得ずに、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為が顕在化する動きがあります。これら大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付の条件等を検討したり当社の取締役会が代替案を提案する為の充分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を 支配する者として不適切と判断します。

. 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組みとして導入したものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として本プランを継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1:特定株主グループとは、

- () 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者 (同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及び その共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく 共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- () 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2:議決権割合とは、

- ()特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の 23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保 有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も 加算するものとします。)又は、
- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。 各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項 に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役又は社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から選任します。現在の独立委員会の委員である、社外監査役の小川明氏、社外有識者である深澤武久氏ならびに清水紀彦氏が引き続き就任しております。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注:社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、 会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報(以下「評価必要情報」といいます。)を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講ずることを 決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発 動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊 重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者は除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、当社株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、又当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売付等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、当社第114回定時株主総会の開催日の平成22年6月29日より発効することとし、有効期限は平成25年6月30日までに開催される当社第117回定時株主総会の終結の時までとします。

但し、当社第114回定時株主総会の開催日以降発効した後であっても、 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で本プランは廃止されるものとします。

又、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その変更内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

- . 本プランの合理性について(本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)
- 1. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること 本プランは、上記 .1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行 為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取 締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と 交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上 させるという目的をもって導入されるものです。
- 2. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記 .5.「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は195百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	400,000,000	
計	400,000,000	

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年 2 月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	116,996,839	116,996,839	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株で あります。
計	116,996,839	116,996,839		

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条 J 20及び第280条 J 21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,880(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,880,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 427(注) 3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日~ 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 427 資本組入額 214
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、当社または連結子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他正当な事由のある場合はこの限りでない。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人は行使することができない。 新株予約権の割当を受けた者は、割り当てられた新株予約権の個数の全部または一部につき行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を 要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式によりその目的たる株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が消滅会社となる合併または当社が分割会社となる会社分割を行う場合等、目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に目的たる株式数の調整を行うものとする。

3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後
行使価額調整前
行使価額×既発行 +
株式数 +
無式数 +
無式数 +
無式数 +
が規発行前株価
既発行株式数 +
新規発行株式数

前算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「新規発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円 未満の端数は切り上げるものとする。

調整後 = 調整前 × <u>1</u> 行使価額 = 行使価額 × 分割または併合の比率

また、当社が消滅会社となる合併または当社が分割会社となる会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日		116,996,839		13,047		448

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,706,000		権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 109,644,000	109,644	同上
単元未満株式	普通株式 646,839		同上
発行済株式総数	116,996,839		
総株主の議決権		109,644	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ8,000株 (議決権8個)及び50株含まれております。
 - 2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が次のとおり含まれております。 自己保有株式 619株

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) オカモト株式会社	東京都文京区 本郷 3 - 27 - 12	6,706,000		6,706,000	5.73
計		6,706,000		6,706,000	5.73

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	395	387	376	376	376	376	370	366	362
最低(円)	370	349	352	353	339	351	324	338	316

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (経理部担当)	常務取締役 (経理部担当兼Okamoto Realty,LLC 取締役社長)	久保田 榮	平成22年7月1日
取締役 (オカモト化成品(株)取締役社長)	取締役 (プラスチック製品部長)	矢口 昭史	平成22年7月1日
常務取締役 (シューズ製品部、産業用品部担当、 大阪支店長、名古屋営業所担当兼世 界長ユニオン(株)取締役社長)	常務取締役 (シューズ製品部、アウトドア用品 部担当、大阪支店長、名古屋営業所担 当兼世界長(株)取締役社長)	下村 洋喜	平成22年10月 1 日
取締役 (建装部長、産業用品部長、開発室、 ISO担当)	取締役 (建装部長、産業製品部長、アウトド ア用品部長、開発室、ISO担当)	増田 富美雄	平成22年10月 1 日

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

(単位:百万円)

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,470	10,613
受取手形及び売掛金	22,761	19,547
商品及び製品	6,366	6,321
仕掛品	1,130	943
原材料及び貯蔵品	1,340	1,114
その他	1,388	1,395
貸倒引当金	28	50
流動資産合計	41,428	39,886
固定資産		
有形固定資産	16,062	16,148
無形固定資産	452	543
投資その他の資産		
投資有価証券	11,034	11,833
その他	758	798
貸倒引当金	24	23
投資その他の資産合計	11,768	12,608
固定資産合計	28,283	29,300
資産合計	69,712	69,186

(単位:百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,288	14,400
短期借入金	1,070	1,117
未払法人税等	412	993
賞与引当金	365	730
その他	3,721	3,588
流動負債合計	21,859	20,830
固定負債		
社債	1,500	1,500
長期借入金	1,000	1,000
退職給付引当金	3,020	2,905
その他	2,680	3,037
固定負債合計	8,201	8,443
負債合計	30,060	29,273
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,047	13,047
資本剰余金	2,232	2,232
利益剰余金	24,431	23,309
自己株式	2,935	2,172
株主資本合計	36,776	36,416
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,439	3,854
繰延ヘッジ損益	13	14
為替換算調整勘定	550	373
評価・換算差額等合計	2,875	3,495
純資産合計	39,651	39,912
負債純資産合計	69,712	69,186

(2)【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
	49,021	50,891
売上原価	35,937	37,903
売上総利益	13,083	12,987
販売費及び一般管理費		<u> </u>
運賃及び荷造費	2,404	2,355
その他の販売費	2,011	2,165
給料及び賞与	2,135	2,346
賞与引当金繰入額	336	387
退職給付引当金繰入額	106	117
貸倒引当金繰入額	29	-
その他の一般管理費	2,468	2,524
販売費及び一般管理費合計	9,492	9,898
営業利益	3,591	3,089
営業外収益		
受取利息	5	10
受取配当金	246	271
不動産賃貸料	219	306
負ののれん償却額	109	10
その他	145	117
営業外収益合計	726	716
営業外費用		
支払利息	53	50
不動産賃貸費用	90	136
為替差損	194	497
その他	71	51
営業外費用合計	410	736
経常利益	3,907	3,069
特別利益		
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	5	3
貸倒引当金戻入額	<u> </u>	19
特別利益合計	6	22
特別損失		
固定資産除却損	62	59
減損損失	54	-
投資有価証券評価損	68	-
その他	2	-
特別損失合計	187	59
税金等調整前四半期純利益	3,726	3,033
法人税、住民税及び事業税	1,069	875
法人税等調整額	228	208
法人税等合計	1,298	1,084
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,948
四半期純利益	2,428	1,948
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·

(単位:百万円)

【第3四半期連結会計期間】

四半期純利益

前第3四半期連結会計期間 当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 (自 平成22年10月1日 至 平成21年12月31日) 至 平成22年12月31日) 売上高 18,714 19,321 14,332 売上原価 13,522 4,988 売上総利益 5,192 販売費及び一般管理費 888 853 運賃及び荷造費 その他の販売費 786 811 給料及び賞与 760 810 賞与引当金繰入額 65 91 退職給付引当金繰入額 38 42 貸倒引当金繰入額 26 817 830 その他の一般管理費 販売費及び一般管理費合計 3,384 3,439 営業利益 1,807 1,549 営業外収益 受取利息 1 2 受取配当金 43 65 不動産賃貸料 71 119 負ののれん償却額 36 -その他 81 84 営業外収益合計 234 271 営業外費用 支払利息 16 16 不動産賃貸費用 33 57 41 159 為替差損 その他 19 26 営業外費用合計 111 259 経常利益 1,930 1,560 特別利益 固定資産売却益 0 投資有価証券売却益 18 貸倒引当金戻入額 3 その他 0 特別利益合計 0 22 特別損失 固定資産除却損 4 53 投資有価証券評価損 7 _ 4 特別損失合計 60 税金等調整前四半期純利益 1,869 1,578 法人税、住民税及び事業税 500 374 法人税等調整額 168 187 562 法人税等合計 668 少数株主損益調整前四半期純利益 1,016

1,201

1,016

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,726	3,033
減価償却費	1,740	1,878
減損損失	54	-
負ののれん償却額	109	10
賞与引当金の増減額(は減少)	355	364
貸倒引当金の増減額(は減少)	16	21
退職給付引当金の増減額(は減少)	57	115
受取利息及び受取配当金	251	281
支払利息	53	50
為替差損益(は益)	6	31
持分法による投資損益(は益)	46	45
投資有価証券売却損益(は益)	5	3
投資有価証券評価損益(は益)	68	-
固定資産売却損益(は益)	0	0
固定資産除却損	62	59
売上債権の増減額(は増加)	2,045	3,363
たな卸資産の増減額(は増加)	165	492
その他の資産の増減額(は増加)	14	118
仕入債務の増減額(は減少)	478	2,077
その他の負債の増減額(は減少)	18	221
その他	34	1
小計	3,570	2,765
利息及び配当金の受取額	251	280
利息の支払額	38	36
法人税等の支払額	339	1,439
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,443	1,569
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	205	2,455
定期預金の払戻による収入	205	205
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,855	2,008
有形及び無形固定資産の売却による収入	27	0
投資有価証券の取得による支出	9	12
投資有価証券の売却による収入	57	118
その他	59	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,840	4,159
財務活動によるキャッシュ・フロー	1.00	
短期借入れによる収入	1,326	-
短期借入金の返済による支出	2,203	-
短期借入金の純増減額(は減少) 長期借入金の返済による支出	0	46
自己株式の取得による支出	151	765
配当金の支払額		
その他	838 77	830 87
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,945	1,731
	3 245	72
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	345	4,393
現金及び現金同等物の期首残高	8,665	10,408
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 8,319	6,015

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
 1 連結の範囲に関	(1)連結の範囲の変更
する事項の変更	当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であるOkamoto Realty,LLCと
	Okamoto Sandusky Manufacturing,LLCは、平成22年7月1日にOkamoto Realty,LLCを存
	続会社とした吸収合併を行い、商号をOkamoto Sandusky Manufacturing,LLCに変更いた
	しました。
	また、連結子会社である世界長株式會社と株式会社ユニオン・ロイヤルは、平成22年
	10月1日に世界長株式會社を存続会社とした吸収合併を行い、商号を世界長ユニオン株
	式會社に変更いたしました。
	(2)変更後の連結子会社の数
	11社
2 会計処理基準に	(1)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の
関する事項の変更	取扱い」の適用
	第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号
	平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱
	い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を
	行っております。
	これによる当第3四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益に
	与える影響は軽微であります。
	 (2)「資産除去債務に関する会計基準」等の適用
	第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第
	18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会
	計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。
	これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期
	純利益に与える影響はありません。
	 (3)「企業結合に関する会計基準」等の適用
	当第3四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21
	号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平
	成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第
	23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平
	成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月
	26日公表分)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業
	会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」に独立掲記しておりました「短期借入れによる収入」(当第3四半期連結累計期間1,070百万円)及び「短期借入金の返済による支出」(当第3四半期連結累計期間 1,117百万円)は、当第3四半期連結累計期間では「短期借入金の純増減額」として表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 一般債権の貸倒	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい
見積高の算定方法	変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を
	算定しております。
2 固定資産の減価	減価償却の方法として定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償
償却費の算定方法	却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間 (平成22年12月31日)	末	前連結会計年度末 (平成22年 3 月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	44,294百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額	43,310百万円
2 受取手形割引高	132百万円	2 受取手形割引高	153百万円
3 四半期連結会計期間末日満期手形の	O会計処理につ		
いては、満期日に決済が行われたも	5のとして処理		
しております。			
なお、当第3四半期連結会計期	間末日が金融機		
関の休日であったため、次の四半	期連結会計期間		
末日満期手形を満期日に決済が行	われたものとし		
て処理をしております。			
受取手形	614百万円		
支払手形	236百万円		

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日) 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) 該当事項はありません。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の当第3四半期	連結累計期間	1 現金及び現金同等物の当第3四半期	連結累計期間
末残高と当第3四半期連結貸借対照表	₹に掲記されて	末残高と当第3四半期連結貸借対照表	に掲記されて
いる科目の金額との関係(平成21年12)	月31日現在)	いる科目の金額との関係(平成22年12月	月31日現在)
現金及び預金	8,524百万円	現金及び預金	8,470百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	205	預入期間が3か月を超える定期預金	2,455
現金及び現金同等物	8,319百万円	現金及び現金同等物	6,015百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第 3 四半期 連結会計期間末		
普通株式(株)	116,996,839		

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末		
普通株式(株)	7,967,114		

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	417	3.75	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	413	3.75	平成22年 9 月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	産業用 製品事業 (百万円)	生活用品 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	8,276	10,435	2	18,714		18,714
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	203	675	880	(880)	
計	8,278	10,638	677	19,594	(880)	18,714
営業利益	719	1,466	23	2,209	(401)	1,807

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	産業用 製品事業 (百万円)	生活用品 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	22,561	26,453	5	49,021		49,021
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7	599	1,803	2,410	(2,410)	
計	22,569	27,053	1,809	51,432	(2,410)	49,021
営業利益	1,336	3,334	50	4,721	(1,129)	3,591

(注) 1 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、需要家向け製品の事業としての産業用製品事業と消費者向け製品の事業としての生活用品事業及びその他事業にセグメンテーションしております。

2 各事業区分の主要製品

事業 区分	売上区分	主要製品
	プラスチックフィルム	プラスチックフィルム、農業用フィルム
産業用製品事業	建装・産業資材	ビニルレザー、壁紙、ポリプロピレンシート、自動車内装材 及び部品、布・クラフトテープ、工業用テープ、フレキシブ ルコンテナー
	シューズ	スポーツカジュアル靴、高級皮革スポーツ靴、高級皮革カ ジュアル靴、高級紳士靴、ブーツ
生活用品事業	医療・日用品	コンドーム、使い捨てカイロ、炊事手袋、作業手袋、福祉用品、健康用品、食品用ラップ、食品衛生関連製品、チューブ、除湿剤、医薬品、入浴剤、殺虫剤、消臭剤、食品用吸水・脱水シート
	衣料・スポーツ用品	レジャー用品、雨衣、自転車、自動車用タイヤチェーン
その他事業	その他	倉庫管理、運送、プラント

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	17,043	731	940	18,714		18,714
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,256		360	1,617	(1,617)	
計	18,300	731	1,300	20,331	(1,617)	18,714
営業利益	2,139	49	21	2,210	(402)	1,807

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	45,178	1,758	2,084	49,021		49,021
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,929	3	1,370	4,303	(4,303)	
計	48,107	1,762	3,454	53,324	(4,303)	49,021
営業利益又は営業損失()	4,703	51	42	4,694	(1,103)	3,591

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1) 北米.....アメリカ合衆国
 - (2) アジア…中国、タイ

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日) 海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指 針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に事業活動を展開しており、事業者向け製品の事業としての「産業用製品」と消費者向け製品の事業としての「生活用品」の2つの報告セグメントで構成されております。

「産業用製品」は主にプラスチック系樹脂を主原料とした製品群を加工事業者向けに販売している事業であり、「生活用品」は主に日用品や消耗財等を消費者向けに販売している事業であります。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他合計		調整額	四半期連結
	産業用製品	生活用品	計	(注) 1		(注) 2	損益計算書 計上額
売上高							
外部顧客への売上高	29,507	21,382	50,890	0	50,891		50,891
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9	614	624	2,278	2,902	2,902	
計	29,517	21,997	51,514	2,278	53,793	2,902	50,891
セグメント利益又は損失()	2,076	2,166	4,242	4	4,237	1,148	3,089

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ内の物流事業等を含んでおります。
 - 2 セグメント利益又は損失()の調整額 1,148百万円には、セグメント間取引消去10百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,159百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
 - 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報	報告セグメント			合計	調整額	四半期連結
	産業用製品	生活用品	計	(注) 1		(注) 2	損益計算書 計上額
売上高							
外部顧客への売上高	10,284	9,036	19,321	0	19,321		19,321
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3	203	206	853	1,060	1,060	
計	10,287	9,240	19,527	854	20,381	1,060	19,321
セグメント利益	843	1,056	1,900	25	1,925	375	1,549

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ内の物流事業等を含んで おります。
 - 2 セグメント利益の調整額 375百万円には、セグメント間取引消去3百万円、各報告セグメントに配分してい ない全社費用 379百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等 であります。
 - 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

時価のある満期保有目的の債券及びその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	4,188	9,957	5,768
計	4,188	9,957	5,768

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日) 共通支配下の取引

- 1 Okamoto Realty,LLCとOkamoto Sandusky Manufacturing,LLCの吸収合併
- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的を含む概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

	合併会社	被合併会社
商号	Okamoto Realty,LLC	Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC
事業の内容	北米事業の資産管理	北米販売製品の製造販売

企業結合日

平成22年7月1日

企業結合の法的形式

Okamoto Realty, LLCを存続会社とする吸収合併方式

結合後企業の名称

Okamoto Sandusky Manufacturing, LLC

その他取引の概要に関する事項

北米における車輌事業を分離独立し、集約することによってオカモトグループの北米事業における経営の効率化と経営基盤を安定化させるためのものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

- 2 世界長株式會社と株式会社ユニオン・ロイヤルの吸収合併
- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的を含む概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

	合併会社	被合併会社
商号	世界長株式會社	株式会社ユニオン・ロイヤル
事業の内容	シューズの販売	革靴の製造販売

企業結合日

平成22年10月1日

企業結合の法的形式

世界長株式會社を存続会社とする吸収合併方式

結合後企業の名称

世界長ユニオン株式會社

その他取引の概要に関する事項

カジュアルシューズが主力商品の世界長株式會社と革靴が主力商品である株式会社ユニオン・ロイヤルが合併することにより、オカモトグループのシューズ事業の一元化を図り、両社の企画・開発力の強化と営業機能を充実させ、経営の効率化と経営基盤を安定化させるためのものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成22年12月31日)	(平成22年3月31日)
363.68円	358.70円

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)		当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	21.72円	1 株当たり四半期純利益金額	17.67円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (百万円)	2,428	1,948
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,428	1,948
普通株式の期中平均株式数(千株)	111,781	110,262
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額 10.76円	1株当たり四半期純利益金額 9.28円	
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (百万円)	1,201	1,016
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,201	1,016
普通株式の期中平均株式数(千株)	111,620	109,587
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要		

2 【その他】

第115期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年11月5日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 413百万円

1 株当たりの金額 3 円75銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

オカモト株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 栗 原 学

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 北 澄 和 也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオカモト株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月7日

オカモト株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 栗 原 学

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 北 澄 和 也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオカモト株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。